

兵庫県自転車活用推進計画（案）のパブリックコメントに提出された意見等の概要とこれに対する考え方（案）

意見募集期間：令和元年12月27日～令和2年1月16日

意見等の提出件数：21件（54人）

対応：①本文に反映した意見 ②原案どおりの意見 ③今後の取組の参考にする意見

項目等	意見等の概要	対応	県の考え方
(計画への賛同、計画の位置付けに関すること)			
1	計画への賛同 地方部にとって交流人口としてロングライド利用者の増加は歓迎すべき、計画案通り自転車活用を推進してほしい。	②	いただいた意見を参考に、計画を推進します。
2	環境に優しく経済的、効率的な自転車の効用が見直された本計画には賛成できる。サイクリングモデルルートもバリエーションに富んだ8コースがあり、利用者レベルにあったコースの選択も可能となり、完成後の利用を心待ちにしている。	②	
3	自転車の活用推進は、健康面、環境面からも良い計画である。	②	
4	内容については概ね賛成。	②	
5	計画全般 自転車事情を知っている人には、とても共感できる内容だが、自転車を持っていない人にも計画に興味を持ってもらう必要がある。そうすることで、車と自転車の共存につながる。	②	
6	課題 「自転車通行空間整備5箇年計画」との関係を記載すべき。	②	「自転車通行空間整備5箇年計画」等の関連計画と連携していくことを記載しています。(P2)

項目等	意見等の概要	対応	県の考え方
(自転車を取り巻く現状及び課題、計画の目標・取組む施策に関すること)			
《都市環境》			
7	通行空間整備 都市環境の現状・課題で挙げられている事が出来ていない理由、対処方法を説明してはどうか。	①	ご意見を踏まえ、自転車通行空間整備、自転車ネットワーク計画、放置自転車、シェアサイクルの状況について、これまでの取組みの効果などを追加します。また、対処方法については、原案のとおりとします。(P8, 9)
8	自転車道や駐輪場整備等は、全県一斉に行われるのか、自転車分担率の高い地域から優先して行われるのか。	②	自転車通行空間の計画的な整備推進や地域の駐輪ニーズに応じた整備促進を図ります。(施策1①、施策4①)
9	通行空間整備 健康寿命延伸のため、地方部での自転車の積極的な利用が必要であるが、目的地までの距離が遠く坂や峠道が多いため自動車が必要不可欠である。そのような地域に対しても十分に配慮した整備をしてほしい。	③	自転車通行空間の整備は、予算と時間が必要となることから、自転車ネットワーク計画路線や中・高生の自転車通学経路などを優先して取組みます。また、峠道などの見通しが悪い箇所には、注意喚起看板などの設置を検討します。あわせて、安全教育の実施などにより、自転車・自動車・歩行者それぞれが交通ルールを理解し互いを尊重し合い安心して自転車を利用出来る環境を目指します。(施策1①、施策6)
10	自転車通行空間の整備で、路肩や交差点、切り下げ部の視界が悪い箇所等の街路樹の維持管理をしてほしい。	③	
11	視覚障がい者も利用可能なタンデムバイクの公道走行を全国で一番早く実現した県の先進性を踏まえ、目標1の説明に「自転車通行空間を、都市部の全ての場所で、全ての県民が、安全で快適な移動を享受できる様に整備する。」という内容を盛り込んでほしい。	③	
12	その他 タンデムバイクの公道走行を全国で一番早く実施しているといた本県の特徴も掲載してほしい。	①	タンデムバイクの公道走行に関する本県の取組みをトピックスとして追加します。(P9)
13	普通自転車の例外規定として、自転車専用道、自転車専用通行帯、自転車通行可歩道などをタンデムバイクで通行可能になる様に県条例の見直しを目指してほしい。	③	道路交通法上、車道、自転車道(同法第2条第3号の3)及び自転車専用通行帯については走行可能です。ただし、歩道については、普通自転車に限って、一定条件の下に通行できるとされ、普通自転車に該当しないタンデム自転車は歩道を通行することができず、法律の改正が必要となります。

項目等	意見等の概要	対応	県の考え方
《安全・安心》			
14	交通安全教育 通学・帰宅時に事故が多いため、中高生の通学利用条件としてヘルメット着用を校則で義務化してほしい。	③	関係機関と連携して学校での交通安全教育を推進するとともに、ヘルメット着用促進の広報啓発を図ります。(施策6①、施策7③)
15	安全意識向上 自転車の適正な利用に向け、自動車利用者、自転車利用者のマナー向上を目指してほしい。	②	段階的かつ体系的交通安全教育の推進により、誰もが交通ルールを理解するとともに、自転車・自動車・歩行者が互いの特性を尊重し合い安心して自転車を利用出来る環境を目指します。(施策6) また、交通ルールを守り、自転車の安全な利用を促進するため、街頭でのチラシ配布やマナーアップキャンペーン等の広報啓発を図ります。(施策7①,②,③)
16	直線道路の自転車追越し時に重大死亡事故となる可能性が高いため、県条例による3feet rule化(思いやり1.5m運動)を施策に盛り込んでほしい。	③	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進により、誰もが交通ルールを理解するとともに、自転車・自動車・歩行者が互いの特性を尊重し合い安心して自転車を利用出来る環境を目指します。(施策6) また、自転車とクルマが互いに思いやりをもって車道を共有する意識を自転車・クルマの運転者双方に啓発する運動に取組みます。(施策11①)
17	指導取締り 安全対策として、ハード整備には限界があるため、教育や法整備(罰則)などに力を入れるべきである。	②	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進により、誰もが交通ルールを理解するとともに、自転車・自動車・歩行者が互いの特性を尊重し合い安心して自転車を利用出来る環境を目指します。(施策6)
18	自転車通行空間を逆走する自転車の取締り強化や、通行ルールの周知に力を入れてほしい。	②	また、交通ルールを守り、自転車の安全な利用を促進するため、安全利用に関する啓発を行うとともに、違反者の取締りを実施します。(施策7)
19	自転車通行可能な歩道を歩行者が危険を感じるスピードで走行する人や、車道を右側通行する人などのルール違反をしっかりと取り締まってほしい。	②	
20	交通安全教育推進や指導・取締りについて、さらに一步踏み込んだ施策改善が必要である。一時的な取締りキャンペーンの実施にとどまらず、自動車と同程度の頻度、厳しさでの取締り、指導を強く要望する。	③	交通ルールを守り、自転車の安全な利用を促進するため、安全利用に関する啓発を行うとともに、違反者の取締りを実施する際の参考とさせていただきます。(施策7)
21	その他 普段シティサイクルを使用する際、車道通行は怖い歩道を通行させてほしい。	②	自転車利用者が快適かつ安全に通行できる環境を創出するため、路上放置防止対策や違法駐車取締りに取組み、自転車通行の障害を取り除きます。(施策2①)
22	自転車利用啓発と整備を同時に行うと、整備が利用者増に追いつかず事故増につながらないか心配である。	②	また、段階的かつ体系的な交通安全教育の推進により、誰もが交通ルールを理解するとともに、自転車・自動車・歩行者が互いの特性を尊重し合い安心して自転車を利用出来る環境を目指します。(施策6)
23	交通事故対策にも力を入れてほしい。	②	

項目等	意見等の概要	対応	県の考え方
《観光》			
24	案内サイン モデルルートは、できるだけ専用通行帯のペイントと目的地までの距離表示をしてほしい。	②	サイクリングモデルルートでは、地域の実情に合わせて、路面標示や案内サイン、注意喚起看板の設置等の安全・快適な走行環境の整備を実施します。（施策10②）
25	走行中のマップ確認を不要にするために連続した路面標示を検討してほしい。矢羽根は自転車の誘導には効果的であるがモデルルートを分かりやすくできないか（案内サインや距離標と同色（茶色）のラインなど）。	②	
26	山のルートに勾配や標高を示す標識または路面標示の設置を推進してほしい。	②	
27	コンビニや自動販売機等が少ない場所で、この先〇kmにコンビニ等がない情報を事前に提供してほしい。	②	
28	維持補修 サイクルツーリズム推進において、国内外から人を呼び込むためには、自転車で走りやすい道にするために、道路の計画的な修繕が必要である。	②	サイクルツーリズムの推進に向け、地域の実情に合わせて、安全・快適な走行環境の整備を実施します。（施策10②）
29	モデルルートにおける、走行性が悪く危険な舗装の修繕を行ってほしい。	②	
30	受入施設 ルート内のコンビニなどにサイクルラックなどを整備してほしい。	②	サイクリングモデルルート沿いの休憩施設等において、サイクルラックの設置等受け入れ環境の整備を実施します。（施策11①）
31	サイクリングルート沿線の店舗に立ち寄り易くするために、沿道店舗にサイクルスタンドの設置を進めてほしい。少なくとも道の駅には、サイクルスタンドの設置を必須にしてほしい。	②	
32	モデルルート上のトイレを充実してほしい。	③	サイクリングモデルルートにおける受入れ環境の整備については、本県のサイクルツーリズムの先進地域である淡路地域において先進的に取組むこととしており、その効果を検証や全県での展開を検討する際に参考とさせて頂く。（施策11①）
33	女性サイクリストも増加しトイレに苦慮することが多いため、一定区間に簡易なトイレを設置してほしい。	③	

項目等	意見等の概要	対応	県の考え方
34	マナー 淡路島を車で走行する際に車道を走行する自転車のマナーが悪い。	②	段階的かつ体系的交通安全教育の推進により、誰もが交通ルールを理解するとともに、自転車・自動車・歩行者が互いの特性を尊重し
35	費用の掛かるハード整備ではなく、自動車ドライバーへの安全確保の周知をしてほしい。	②	合い安心して自転車を利用出来る環境を目指します。(施策6) また、モデルルート等において、自転車とクルマが互いに思いやりをもって車道を共有する意識を自転車・クルマの運転者双方に啓発する運動に取り組めます。(施策11①)
36	自転車輸送手段 サイクリートレインが広がれば活用したいが、最寄駅から利用できないと使わない。	②	モデルルート等において、自転車の輸送手段を確保し、サイクリストの受け入れ環境の整備を実施します。(施策11②)
37	イベント ルート内でのサイクリングイベントなどを定期的に開催してほしい。	②	モデルルート等において、サイクリングイベントなどの実施支援を図ります。(施策11④)
38	情報発信 モデルルート広報で、ロングライド向けにサイクリングステーション等の情報をマップ等で周知してほしい。	②	サイクリスト向け総合情報サイトの開設やサイクリングマップを作成し、多様なサイクリストのニーズに対応する情報発信の充実を図ります。(施策12①)
39	SNS などによる情報発信をさらに充実させてほしい。	②	
40	入り組んだ道などは、拡大した地図などを示してほしい。	②	
41	レンタサイクルなどでレンタル内容について情報提供してほしい。(備品や子供乗せ自転車等)	②	
42	モデルルートや地域ルートのルートマップを作成する際に、他の組織が設定している既存のサイクリングルートやサイクリングコースを反映した総合的なマップにしてはどうか。	③	モデルルートや地域ルートを含むルートマップを作成するにあたり、いただいた意見を参考するとともに、情報発信の充実を図ります。
43	ルートの提案 有馬温泉を起点とした六甲山山頂への負担の少ないルート「有馬温泉起点六甲山周遊サイクリング」の提案。	③	いただいた意見を参考に、多彩な地域資源を活かしたサイクリングの推進を図ります。なお、「登山道魚屋路」は、登山者も利用される道ですので、自転車通行の可否や危険性等も調査しながら検討します。
44	有馬六甲ルートを軸とした有馬周遊ルートの開発を検討し、新たな宿泊客の層としてサイクリングを増やす。将来的には六甲山の登山道魚屋路を下山するエクストリームスポーツ大会も実施し、トップアスリートレベルの層も利用するサイクリングのメッカを目指す。	③	
45	その他 サイクリングを行う人は他者の利用ルートを参考としており、行政主導で設定したルートは参考としない。整備路線を検討する際によく使われているルートを調査することが望ましい。	③	モデルルートは、地域毎に行政や観光協会、サイクリングなどによって構成された「モデルルート推進協議会」で策定しています。いただいた意見を参考に、サイクリングルートにおける走行・受入環境等の整備を進め、サイクリングの利用促進を図っていきます。
46	小学校などの遠足の一部に自転車ツーリングを導入してはどうか。	③	いただいた意見は参考にさせていただきます。

項目等	意見等の概要	対応	県の考え方
《健康》			
47	助成 自転車通勤に対する会社から購入補助や自転車通勤費の割り増しなどインセンティブが必要。	③	自転車通勤者を増やすために、企業等に対して「自転車通勤導入に関する手引き」の普及に努めるとともに、いただいた意見を参考に、自転車を利用した健康づくりや自転車通勤の促進に努めます。
48	自転車購入の際の補助金制度があれば、更に促進されるのではないか。	③	
49	その他 全ての県民の健康を考えて自転車を活用出来ないか、どうすれば自転車を利用出来る様になって行くかを是非計画に盛り込んで推進してほしい。	③	通勤・通学・買い物など、日々の活動での自転車の利用促進や、健康づくりのツールとして自転車の有効性の認知度向上による気軽にサイクリングを行う機運の醸成を図るため、都市環境の形成や安全な自転車活用、サイクルツーリズムの推進等に取り組むこととしている。
(計画の進め方に関すること)			
50	推進体制 現状組織では縦割りとなり体制が不十分と考えられる。自転車関連施策の企画立案、予算確保、関連機関との調整を行う部局横断的な組織を新たに設置すべきである。	③	自転車施策に伴う具体的な事業は、道路部局、観光部局、福祉部局、警察等において実施するものであるため、関係部局で構成する組織を設置し推進していきます。
(ひょうごサイクリングモデルルート、自転車ネットワーク計画に関すること)			
51	モデルルート 「No.4 山田錦の里ロングライドコース」は、沢山の地域資源を見聞きできるルートとなっており、すばらしいルートだと思う。故に、多様な地域資源を抱えるルートを「山田錦の里」と一括りにした名称にするのは相応しくない。また、山田錦の魅力に特化したルートとも言えない。今後、「山田錦の里」にふさわしいルート設定をされてはいかがか。このモデルルートのみ「山田錦の里」を名称に使用されることは反対である。	③	「No.4 山田錦の里ロングライドコース」は、地域の基幹ルートとしてサイクリストが安全で快適に走行できること等を考慮して設定している。ルート設定後に名称を検討し、地域のキーワードとして「山田錦の里」、コースの特徴として「ロングライド」を組み合わせた名称とした。 今後、頂いた意見を参考にして、引き続き名称にふさわしいルート設定になるようサブルート等を検討していく。
52	「No.6 ぐるっと西播磨」は、急なカーブと海岸側の樹木により見通しが悪く危険な場所がいくつかある。安全性向上と海への眺望確保のために樹木の伐採が望ましい。	②	サイクルツーリズムの推進に向け、地域の実情に応じて、安全・快適な走行環境の整備を実施します。(施策10②)
53	第7章のひょうごサイクリングモデルルートは5.4 施策10 区分①の参考資料にするべきである。	②	サイクリングモデルルートは、施策10に基づく具体的な事業であるため、参考資料ではなく別の章として掲載しています。
54	自転車ネットワーク計画 「自転車活用推進計画」の中に「自転車ネットワーク計画」が位置づけられるのか。	②	自転車通行空間の整備にあたり、市町が定める自転車ネットワーク計画の路線を各道路管理者と連携して整備することとしているため、掲載しています。